

# 発症2日前から 1メートルで15分会話

## 濃厚接触者の定義変更

厚生労働省は21日、新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚接触したと判断される人の範囲を「症状が出る2日前からの接触」とすると都道府県に通知した。これまでは発症して以降の接触に限られていたが、国立感染症研究所が20日付で定義を変更した。

定義の変更によって、感染した人が発症する2日前から1メートル程度の距離でマスクをせずに15分以上会話する人など、十分な感染防止策を取らないまま患者の看護や

### 厚労省通知

#### 濃厚接触者の定義

【接触の時期】  
発症した日から  
変更 → 発症の2日前から

【接触の内容】  
2メートル程度の距離で、感染防止策なしに接触  
変更 → 1メートル程度の距離で、感染防止策なしに15分以上接触

(以下は変更なし)

- ・同居または長時間接触
- ・感染防止策なしで診察・看護・介護
- ・体液に直接触れた可能性高い

介護をしていた人が対象となるのは従来どおりだ。新型コロナウイルスの患者が新たに見つかる、保健所は濃厚接触していた人がいるかどうかを調べる。濃厚接触者と分かれば感染拡大を防ぐために14日間の健康観察と自宅待機を要請する。これまでの定義では感染した人が周りにうつす恐れがあるのは発症して以降とされていたが、世界保健機関(WHO)は発症の2日前から感染させる可能性がある」と指摘。今回の変更は、WHOの見解に合わせた形。注意が必要な距離はこれまで2メートル程度だったが、今回の変更で1メートルに縮まり、会話などを通じて接触した時間の目安も示された。

名前【 】

こうせいろうどうしょう かんせんしやう かんじや  
①厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の患者との濃厚接触したと判断される人の範囲をどう変更しましたか。

症	状	が				
				接	触	

②WHOは日本語に訳すと何という機関でしょうか。

				きかん 機関
--	--	--	--	-----------

③今回の変更で注意が必要な距離と接触した時間はどう変わりましたか。次の文章に続けて書きましょう。

注意が必要な距離はこれまで2メートル程度だったが、